

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年11月から5年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（26万円及び32万円）であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、2年11月から3年3月までは26万円、同年4月から5年9月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から7年7月1日まで

私は、ねんきん特別便が来たので社会保険事務所へ行き、記録を確認したところ、以前勤務していたA社の記録が9万8,000円になっていることを知った。当時の給与明細書を所持しており、20万円から30万円台の給与であり、保険料も多く控除されていたことは確かなので、記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人がA社に勤務していた申立期間のうち、平成2年11月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額について、2年11月から3年3月までの期間は26万円、同年4月から5年9月までの期間は32万円と記録されていたところ、4年12月7日付けで、さかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、代表取締役を含む8人の標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理が行われたことが確認でき、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、当該事業所は昭和59年ころから現在に至るまで社会保険料を滞納している状況がうかがえる上、事業所からの「減額訂正処理について社会保険事務所から教えられた。」との文書回答を得た。

さらに、申立人は、平成9年4月1日に当該事業所の取締役に就任しているが、^{そきゅう}遡及訂正処理が行われた当時は役員ではなく、標準報酬月額の遡及処理についての説明や保険料の還付及び充当について説明を受けたこともない

としており、申立期間の標準報酬月額が低くなっていることについては「ねんきん特別便をもらって社会保険事務所へ確認に行った時に初めて知った。」と証言していることから、当該届出について決定し得る立場にはなく、当該標準報酬月額の減額訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年12月7日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、当時の保険料滞納額を減額処理するために行ったものと認められ、2年11月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、2年11月から3年3月までは26万円、同年4月から5年9月までは32万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、当該処理については、社会保険事務所が事実^{そきゅう}に即さない届出であると認識していたことはうかがえず、不合理であったとは言えない。

一方、平成5年10月から7年6月までの標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は一致しており、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年2月から5年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円、26万円、30万円、及び28万円）であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年2月は22万円、同年3月から同年8月までは26万円、同年9月から4年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から平成7年7月1日まで

私の厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成3年2月から7年6月までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、給与から控除されていた保険料額と一致していない。保険料が記録より多く控除されていたことは確かなので記録を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人がA社に勤務していた申立期間のうち、平成3年2月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額について、3年2月は22万円、同年3月から同年8月までは26万円、同年9月から4年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは28万円と記録されていたところ、5年3月9日付けで、さかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、代表取締役を含む8人の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理が行われたことが確認でき、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、当該事業所は昭和59年ころから現在に至るまで社会保険料を滞納している状況がうかがえる上、事業所からは「減額訂正処理について社会保険事務所から教えられた。」との文書回答を得た。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月9日付けで行われた遡及^{そきゅう}訂正^{そきゅう}処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂^{そきゅう}

正処理に合理的な理由は無く、当時の保険料滞納額を減額処理するために行ったものと認められ、平成3年2月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年2月は22万円、同年3月から同年8月までは26万円、同年9月から4年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは28万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、当該処理については、社会保険事務所が事実在即さない届出であると認識していたことはうかがえず、不合理であったとは言えない。

一方、平成5年10月から7年6月までの標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は一致しており、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

山梨厚生年金 事案 190

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（56 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 56 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 13 年 12 月 27 日まで

この度の訪問調査により、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされていることを知り驚いている。当時の給与支給明細書で分かるとおり、申立期間の給与は 55 万 2,000 円であった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、56 万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 13 年 12 月 27 日と同日付けで、申立人の標準報酬月額は、11 年 12 月から 13 年 11 月まで 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

なお、事業主の妻及び元工場長は、「申立人は役員の肩書は付いていたが、技術職専門であり、決定権、裁量権などの権限は無く、経理や社会保険事務については、全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 56 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年6月から12年11月までの期間について事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から12年12月31日まで
毎月50万円くらいの給与が支給されていたのに、社会保険庁の記録では、平成6年4月から9年3月までが20万円、同年4月から10年7月までが30万円、同年8月から11年5月までが36万円、同年6月から12年11月までが9万8,000円となっており納得がいかない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年6月から12年11月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成12年12月31日以降の13年1月11日に、11年6月にさかのぼって36万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

なお、閉鎖登記簿謄本によれば、申立人はA社において取締役^{そくやく}に就いていたことが確認できるが、申立人及び元社員によれば、申立人は同社において技術的な分野のみを担当し、経理や社会保険の事務に関しては全く関与していなかったと証言しており、他に申立人が本件の^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成11年6月から12年11月までの標準報酬月額については、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け

出た 36 万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成 6 年 4 月から 11 年 5 月までの期間については、申立人は、毎月 50 万円くらいの給与が支給されていたと主張しているが、申立人の A 社における標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、6 年 4 月から 9 年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から 10 年 7 月までは 30 万円、同年 8 月から 11 年 5 月までは 36 万円となっており、この記録に訂正処理等が行われた形跡は認められない。

また、申立人が申立てどおりの標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料や周辺事情は見当たらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 6 年 4 月から 11 年 5 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 63 年から平成 3 年ころ、国民年金から厚生年金保険に切替え
手続をしたときに、国民年金保険料が未納であることを指摘されたので、
金融機関で保険料を一括納付した。申立期間が納付済みであることを認め
てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金から厚生年金保険に切替えをした際に、昭和 59 年 1 月
から 62 年 3 月までの 39 か月分の国民年金保険料を納付したと主張している
が、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出しは昭和 63 年 2 月 8 日となっ
ており、手帳記号番号が払い出された時点では、61 年 1 月以前の期間につい
ては時効により納付できない期間である上、特例納付ができる期間にも該当
しない。

さらに、申立人の納付記録のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期
間については同年 3 月 1 日に一括納付していることが確認でき、同年 4 月か
ら同年 9 月までの期間についても平成元年 7 月 27 日に一括納付しているこ
とを確認できることから、申立人はこれらの一括納付を行ったことをもって
申立期間の保険料を納付したと思い込んでいる可能性も否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ
る事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 5 月 21 日から 10 年 8 月 1 日まで
② 平成 12 年 6 月 1 日から 13 年 7 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、私の標準報酬月額について、平成 6 年 5 月から 10 年 7 月までの期間及び 12 年 6 月から同年 9 月までの期間の記録が 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 13 年 6 月までの期間の記録が 9 万 8,000 円に減額処理されていることが分かった。A社の代表取締役として、自らの給与を減額した記憶は無いので、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日後の同年 8 月 7 日に申立人の標準報酬月額が、6 年 5 月から同年 10 月までは 53 万円から 9 万 2,000 円に、同年 11 月から 10 年 7 月までは 59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所は、平成 12 年 6 月 1 日付けで再び適用事業所となった後、13 年 9 月 30 日に適用事業所に該当しなくなっており、同日後の同年 10 月 10 日に、申立人の標準報酬月額が 12 年 6 月から同年 9 月までは 59 万円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 13 年 6 月までは 62 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社が設立された平成 3 年 5 月 15 日から事実上事業所を閉鎖する 13 年 10 月までの間において、代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、同社における社会保険の手続きは従業員が行っており、自身の標準報酬月額の減額訂正につ

いて記憶が無いとしているものの、従業員が社会保険事務所から呼出しを受けていたことは記憶している上、同社に係る各種届出書の代表取締役印は申立人自身が押していたとしていることから、同社の代表取締役として、同社の厚生年金保険の届出について責任を負うべき立場にあり、当該減額訂正についても、代表取締役であった申立人の一切の関与も無しに、社会保険事務所において標準報酬月額が減額処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 193

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 5 月 30 日まで
年金記録上の標準報酬月額と会社から支払われた報酬月額が大きく違っている。源泉徴収票からも分かるとおおり、当時は月給 80 万円くらいだったので、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 9 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日後の同年 6 月 5 日に申立人の標準報酬月額が、8 年 8 月から 9 年 4 月までの期間について 59 万円から 19 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、倒産時、弁護士にすべての関係書類を渡し、事後整理を一任したとしており、自身は社会保険事務所とは接触しておらず、社会保険の関係書類を提出した覚えはないと申し立てているが、申立人から事後整理を委任されていた弁護士は、明確な記憶がないものの、社会保険の関係届書に押印した記憶があると証言している。

また、当該事業所は、主要取引先の倒産による急激な資金繰りの悪化により連鎖倒産したため、事業廃止直前の社会保険料が未払いとなっていたと推認され、会社の債務の清算を受任していた当該弁護士が、申立人個人の年金受給内容に影響する行為を、申立人本人に相談することなく独断で行ったとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の一切の関与も無しに、当該減額処理がなされたものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が

有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 26 日から 40 年 3 月 7 日まで
私は、A 県の B 社を退職し、すぐに上京した。社会保険庁の記録によると脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱 40.10.22」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間後に厚生年金保険への加入歴が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 11 月 1 日にA社に正社員として採用された。社会保険庁の年金記録によると厚生年金保険への加入年月日が同年 12 月 1 日となっており、納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 26 年 11 月 1 日にA社に正社員として採用され、同日から厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人から提出された申立期間に係るものとされる給与明細書は、健康保険及び厚生年金保険の保険料率から検証すると当該給与明細書は 29 年以降のものと推認される上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の 29 年以降の標準報酬月額と附合することから当該給与明細書は、申立期間に係る給与明細書とは認め難い。

また、2 人の元同僚は「申立人が当該事業所にいたことは覚えているが、11 月 1 日に入社したか 12 月 1 日に入社したかは分からない。」としている。

さらに、申立人は、年金請求時に作成したとする厚生年金保険老齢年金裁定請求書（控）の勤務期間欄に「昭和 26 年 11 月 1 日から勤務」と記載されていると主張しているが、当該請求書の内容をみると、当該事業所を含め 5 事業所すべてについて、申立人の記載内容は社会保険庁の記録と異なっており、厚生年金保険被保険者期間の記録を正しく反映したものとは認め難い。

加えて、申立人が、昭和 26 年 11 月 1 日に正社員として採用されたことを示す資料及び証言等は無く、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 26 日まで
② 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私は、A社に昭和 40 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 26 日まで、同社社長の義兄が経営しているB社に同年 5 月から 46 年 5 月ころまで勤務した。脱退手当金を受給したとする 46 年 10 月は長女を出産した月であるため、申請や受給の手続をすることは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人が事業所を退職した約 10 か月後の昭和 46 年 9 月 16 日に申立人の氏名を正しいものに変更するとともに、申立期間②の被保険者台帳記号番号を申立期間①の番号へ重複取消したことが記載されているが、申立期間の脱退手当金が同年 10 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び被保険者台帳記号番号の重複取消処理が行われたものと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には脱退手当金が支給されたことを示す「脱C」、「46.10.15」が記載されている上、社会保険事務所に保管されている申立期間の脱退手当金に係る「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」の記載内容はオンライン記録の支給対象期間、支給額及び支給年月日と合致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。